

## 第2 政策の概要

### 1 政策の背景

少子化・高齢化が進行し、生産年齢人口の大幅な減少等が予想される中で我が国が持続可能な発展を遂げていくために、社会の構成員一人一人の能力を最大限伸ばしていくこと、一層進展するグローバル化に対応した教育を展開していくことなどが求められている。

このような中、平成25年度から29年度までの5年間を計画期間とする「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定。以下「第2期計画」という。）においては、社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力である社会を生き抜く力を誰もが身に付けられるようにするとともに、特に、変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材やグローバル社会において各分野を牽引できるような人材など、未来への飛躍を実現する人材を養成することとされている。

### 2 第2期教育振興基本計画

第2期計画においては、未来への飛躍を実現する人材を養成するため、①優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供、②大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の推進、③外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化の三つの基本施策が掲げられている。

このうち、③のグローバル人材育成に向けた取組の強化については、基本的考え方として、i)日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要である、ii)英語をはじめとする外国語教育の強化、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組への支援、国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化等を実施するとともに、意欲と能力ある全ての日本の若者に、留学機会を実現させるとされている。

#### (1) グローバル人材育成に関する施策及び関連事業

第2期計画では、グローバル人材育成に関する施策（主な取組）として、①英語をはじめとする外国語教育の強化、②高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、③高校・大学等の国際化のための取組への支援、④国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化が掲げられており、それぞれ関連する主な事業（平成27年度）は、図表1のとおり、全て文部科学省の事業である。

図表1 第2期計画におけるグローバル人材育成に関する施策及び主な関連事業  
(文部科学省)

施策	関連事業（平成27年度）	事業の概要
英語をはじめとする外国語教育の強化	小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 (文部科学省)	<p>日本再興戦略等の提言を踏まえた下記の具体的な取組を通じて、小・中・高等学校における英語教育等の次期学習指導要領の改訂に向けて、初等中等教育段階における英語教育全体の強化を図る。</p> <p>① 英語教育強化地域拠点事業 小学校英語の早期化・教科化・教員の英語指導力向上の取組、中・高等学校における英語教育の内容の高度化などの先進的な取組を支援するとともに、今後の検討にいかす。</p> <p>② 外国語活動・外国語教育の教材整備等 平成23年度から全面実施された小学校「外国語活動」の円滑な実施において必要な教材整備と、次期学習指導要領改訂（2018年度先行実施、2020年度全面実施）も見据え、外国語活動教材の開発・整備を図る。</p> <p>③ 外部専門機関と連携した英語担当教員の指導力向上事業 事業開始の平成26年度以降、5年間程度をかけ、小学校中核教員、中・高等学校の英語担当教員の全員を対象とした研修を支援する。 併せて、中・高等学校の英語教育について、「英語教育改善プラン」策定・公表後のフォローアップを行う。</p> <p>④ 外部試験団体と連携した英語力調査事業 外部試験実施団体と連携し、生徒等の英語力を把握分析・検証するとともに、教員の指導改善にいかすためのフィージビリティ調査を実施する（平成26年度及び27年度は高校3年生、27年度及び28年度は中学3年生）。</p>
	国際バカロレアの推進 (文部科学省)	<p>世界で活躍できるグローバルリーダーや、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する上で有益なプログラムである国際バカロレアについて、国際バカロレア機構との協力の下、特に高校段階のプログラムである「ディプロマ・プログラム（DP）」の一部科目を日本語でも実施可能とする「日本語DP」の開発・導入等を行うとともに、その普及・拡大に向け、シンポジウム等により情報発信を行う。</p>

高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進	大学等の海外留学支援制度の拡充等 (文部科学省)	<p>(大学等の海外留学支援制度)</p> <p>海外に派遣される日本人学生及び我が国に受け入れる短期留学生に対して、独立行政法人日本学生支援機構を通じて奨学金を支給する。</p> <p>① 長期派遣 (1年以上)</p> <p>日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者で、「修士」又は「博士」の学位取得を目指し、1年以上の期間留学する者</p> <p>② 短期派遣 (1年以内)</p> <p>日本の高等教育機関に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき諸外国(地域)の高等教育機関等に1年以内の期間留学する者</p> <p>③ 短期受入 (1年以内)</p> <p>諸外国(地域)の高等教育機関に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき我が国の高等教育機関に1年以内の期間留学する者</p> <p>(注)平成27年度から名称変更:長期派遣→大学院学位取得型、短期派遣→協定派遣、短期受入→協定受入</p>
		<p>(日本人の海外留学促進事業)</p> <p>① 大学、企業等と連携した留学情報の収集及び提供を実施する。</p> <p>② 日本人学生、若手社会人及び外国人留学生が交流する機会を提供する。</p>
	優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ (文部科学省)	<p>(国費外国人留学生制度)</p> <p>関係省庁と連携し、諸外国の優秀な人材を国費外国人留学生として受入れ、高度人材の養成を行い、我が国のグローバル化、諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成、我が国の大学等の教育力・研究力の強化及び国際的知的貢献を図る。</p> <p>本事業では、国費外国人留学生に対し奨学金等を給付するとともに、授業料等は国立大学及び高等専門学校については不徴収、公私立学校については文部科学省又は大学負担としている。</p> <p>(住環境・就職支援等受入れ環境の充実)</p> <p>① 大学等における外国人留学生に対する住環境支援等の生活支援、日本人学生との交流支援、日本国内での就職支援等の優れた取組を支援することで、日本留学の魅力を高め、優秀な外国人留学生の日本留学を増加させる。</p> <p>② 事業成果や取組内容について、事業実施大学以外の大学等と共有し、優れた取組を全国に広める。</p>

		<p>(留学コーディネーター配置事業)</p> <p>① 重点地域ごとに日本留学の司令塔となる留学コーディネーターを配置する。</p> <p>② 在外公館や我が国の政府機関の海外事務所、各大学が設置する海外拠点との連携・協力をを行う。</p> <p>③ 現地の大学、高等学校等とのネットワークを構築する。</p>
	<p>社会総がかりで行う高校生留学促進事業 (文部科学省)</p>	<p>地方公共団体や高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加を対象に、都道府県を通じて留学経費の支援を行う(対象となる留学は、原則2週間以上1年未満で、学校単位での応募)。</p> <p>併せて、海外留学への機運を高めさせる取組として、留学経験者や海外勤務者等を高等学校等へ派遣して体験講話する取組や留学フェア等を開催する都道府県に支援する。</p> <p>また、海外で日本語を専攻している外国人高校生を6週間程度招致して、日本の高等学校に体験入学させて交流する取組を、高校生の留学・交流を扱う民間団体を通じて実施する。</p>
<p>高校・大学等の国際化のための取組への支援</p>	<p>スーパーグローバルハイスクール (文部科学省)</p>	<p>国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携を図り、グローバルな社会課題を発見・解決できる人材や、グローバルなビジネスで活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等をスーパーグローバルハイスクールに指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を進める。</p>
	<p>スーパーグローバル大学等事業 (文部科学省)</p>	<p>本事業は、「スーパーグローバル大学創成支援」及び「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」で構成されている。</p> <p>① 「スーパーグローバル大学創成支援」 我が国の高等教育の国際競争力の向上を目的として、海外の卓越した大学との連携や大学改革により徹底した国際化を進め、世界レベルの教育研究を行うトップ大学や国際化を牽引するグローバル大学に対して、重点支援を行う。</p> <p>② 「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」 経済社会の発展に資することを目的として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し世界に飛躍できる人材の育成を図るため、学生のグローバル対応力を徹底的に強化し推進する組織的な教育体制整備の支援を行う。</p>

	大学の世界展開力強化事業（文部科学省）	国ごとの高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援することにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進する。
国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化	大学の世界展開力強化事業（文部科学省）（再掲）	(同上)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 関連事業については、グローバル人材育成に関連する事業のうち、主なものを掲載した。

3 スーパーグローバル大学等事業は、施策「高校・大学等の国際化のための取組への支援」以外の施策「英語をはじめとする外国語教育の強化」、「高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進」及び「国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化」にも関連する。

また、第2期計画に基づく関連事業以外に、グローバル人材育成に資する関連事業として、図表2のとおり、生徒の英語力の向上に資するものとして「語学指導等を行う外国青年招致事業（外務省）」、「留学生30万人計画」（平成20年7月文部科学省ほか関係5省策定）に基づく外国人留学生数の増大に貢献することなどを事業目的としている「留学生交流事業（外務省）」をそれぞれ評価の対象とした。

**図表2 グローバル人材育成に資する関連事業（外務省）**

事業（平成27年度）	事業概要
語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）（外務省）	<p>地方公共団体が、関係省（外務省、総務省、文部科学省）及び一般財団法人自治体国際化協会の協力の下、外国語指導助手（小・中・高校等における語学指導等）、国際交流員（地方公共団体の国際交流担当部署における国際交流活動）及びスポーツ国際交流員（地方公共団体の関係部署等におけるスポーツを通じた国際交流活動）を招致する。</p> <p>外務省は、在外公館を通じて、募集・広報、選考及び事前研修を実施するとともに、知日派、親日派であるJETAA（JETプログラムを終了した卒業生有志を中心に構成された親睦団体）による対日理解促進や草の根交流活動等に対し、支援を行う。</p>
留学生交流事業（外務省）	<p>① 諸外国国民に対する日本留学広報事業として、在外公館において、留学アドバイザーの配置、留学説明会の開催等を行う。</p> <p>② 優秀な国費外国人留学生の発掘のために、在外公館において、i) 国費留学生募集、ii) 選考作業、iii) 国費留学生の渡日前オリエンテーション・壮行会等を開催する。</p> <p>③ 帰国留学生支援として、在外公館において、i) 帰国留学生会組織化支援、ii) 帰国留学生会活動支援、iii) 留学</p>

	成果報告会開催を行う。 ④ ホームページ（「日本留学総合ガイド」）を作成・運営し、多言語により、国費留学制度をはじめとする日本留学に必要な情報、帰国留学生会に関する情報等を提供する。
--	--

（注）当省の調査結果による。

## （2）グローバル人材育成に関する成果指標

第2期計画では、グローバル人材育成に関する成果指標として、①国際共通語としての英語力の向上、②英語教員に求められる英語力の目標（英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上）を達成した英語教員の割合（中学校：50%、高等学校：75%）、③日本の生徒・学生等の海外留学者数、外国人留学生数の増加（平成32年を目途に日本人の海外留学生数を倍増など）、④大学における外国人教員等（国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率の増加、⑤大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）の増加、⑥大学の入学時期の弾力化状況の改善（4月以外で入学した学生数の増加）が設定されており、グローバル人材育成に関する施策との関係については、図表3のとおりである。

図表3 第2期計画におけるグローバル人材育成に関する成果指標

施策	成果指標（関連KPI）
英語をはじめとする外国語教育の強化	平成29年度 （国際共通語としての英語力の向上） ① 中学卒業時の英検3級程度以上の生徒の割合：50% ② 高校卒業時の英検準2級～2級程度以上の生徒の割合：50% ③ 大学卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）の設定大学数の増加 ④ 大学卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を満たす学生の増加 ⑤ 大学卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加 （英語教員に求められる英語力の目標） ⑥ 英検準1級、TOEFL iBT 80点、TOEIC730点程度以上の英語教員の割合：中学校50% ⑦ 英検準1級、TOEFL iBT 80点、TOEIC730点程度以上の英語教員の割合：高校75%
高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の	平成32年を目途 （日本人海外留学生数を倍増） ① 大学等6万人→12万人

推進	② 高校3万人→6万人 ③ 外国人留学生数の増加（「留学生30万人計画」の実現）
高校・大学等の国際化のための取組への支援	平成29年度 ① 大学における外国人教員等（国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率の増加 ② 大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）の増加 ③ 4月以外で大学に入学した学生数の増加
国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化	未設定

（注）第2期計画に基づき、当省が作成した。

### 3 グローバル人材育成に関連する予算の推移

前述の第2期計画で掲げられたグローバル人材育成に関する施策に関連する主な事業の予算額は、図表4のとおり推移しており、内数予算を除いた施策ごとの平成28年度予算額は、①英語をはじめとする外国語教育の強化が8.3億円、②高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進が350.6億円、③高校・大学等の国際化のための取組への支援が100.0億円となっている。

また、内数予算を除いた平成24年度以降の予算額全体の推移をみると、26年度の507.8億円をピークに予算額は減少しており、28年度は458.8億円となっている。

図表4 グローバル人材育成に関連する予算の推移（平成24年度～28年度）（文部科学省）  
（単位：億円）

施策	事業	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
英語をはじめとする外国語教育の強化	英語教育強化推進事業	-	1.8	-	-	-
	小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業	-	-	5.7	7.1	7.4
	国際バカロレア事業への拠出	-	0.6	0.7	0.8	0.9
	その他事業（内数）（注5）	(15,575.5)	(14,878.9)	(15,331.9)	(15,295.6)	(15,285.6)
	合計	0	2.4	6.5	7.9	8.3

高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進	高校生留学・交流の推進	-	1.9	-	-	-
	社会総がかりで行う高校生留学促進事業	-	-	2.9	2.9	1.9
	留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業	53.2	52.2	-	-	-
	大学等の海外留学支援制度	-	-	85.1	91.7	87.1
	日本人の海外留学促進事業	-	-	0.8	0.8	0.8
	留学コーディネーター配置事業	-	-	0.9	1.2	1.2
	住環境・就職支援等受入れ環境の充実	-	-	-	0.6	0.6
	外国人留学生奨学金制度の充実	260.3	257.1	242.4	232.9	233.0
	その他事業(注6)	28.9	26.7	26.7	26.2	25.8
	その他事業(内数)(注7)	(1.4)	(1.5)	(1.5)	(3.3)	(1.3)
合計	342.4	338.2	358.8	356.2	350.6	
高校・大学等の国際化のための取組への支援	グローバル人材育成推進事業	50.0	45.0	-	-	-
	スーパーグローバルハイスクール	-	-	8.1	10.5	10.5
	スーパーグローバル大学等事業	-	-	99.0	86.8	71.8
	大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業	26.1	23.5	0.2	-	-



	大学の世界展開 力強化事業	26.5	28.1	27.8	23.6	16.4
	その他事業 (注8)	2.1	1.7	7.5	7.5	1.3
	その他事業 (内数) (注9)	(5.6)	(11.7)	(27.7)	(28.6)	(31.7)
	合計	104.7	98.3	142.5	128.4	100.0
国際的な高等 教育の質保証 の体制や基盤 の強化	大学の世界展開 力強化事業 (再掲)	(26.5)	(28.1)	(27.8)	(23.6)	(16.4)
	合計	0	0	0	0	0
合計		447.2	438.8	507.8	492.5	458.8

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「－」は当該年度に事業が実施されていないことを示す。

3 予算額は、小数第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも一致しない。

4 ( ) 書きは内数予算であり、その予算の内数として、グローバル人材育成関連の事項が含まれているものの、予算額の内訳が特定できないため、全体の予算額を記載した。

5 「その他事業 (内数)」には、義務教育費国庫負担金、大学教育再生加速プログラム及び国際バカロレアの趣旨を踏まえた教育の推進を含む。

6 「その他事業」には、日本学生支援機構運営費交付金 (留学生事業分)、留学生宿舍の確保、渡日前入学の推進等、日本留学情報発信機能の充実、外国政府派遣留学生の予備教育への協力等、専修学校留学生就職アシスト事業、留学生の就職支援、フォローアップ等の実施、留学生政策の推進及び留学生交流拠点整備事業などを含む。

7 「その他事業 (内数)」には、青少年の国際交流の推進及び青少年国際交流体験推進事業費補助を含む。

8 「その他事業」には、ユネスコ事業への協力 (うち、「ESDグローバル・アクション・プログラム (GAP) 信託基金」及び「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」) 及びスポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラムの一部 (スポーツ・アカデミー形成支援事業) を含む。

9 「その他事業 (内数)」には、成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進のほか、日本/ユネスコパートナーシップ事業、大学教育再生加速プログラム及びグローバル人材の育成に向けたESDの推進を含む。

また、第2期計画に基づく関連事業以外にグローバル人材育成に資する事業として評価対象とした、外務省の「語学指導等を行う外国青年招致事業」及び「留学生交流事業」に係る予算額は、図表5のとおり推移しており、平成28年度予算額はそれぞれ1.3億円、0.9億円となっている。

図表5 グローバル人材育成に関連する予算の推移（平成24年度～28年度）（外務省）

（単位：億円）

事業	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
語学指導等を行う 外国青年招致事業 (注2)	1.0	1.0	1.1	1.3	1.3
留学生交流事業	0.8	0.7	0.8	0.9	0.9

(注) 1 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成26年度までは、「語学指導等外国青年招致事業」として実施されていた。